

東京都自殺総合対策計画(現行)

第1章 これまでの経緯

第2章 計画の策定にあたって

- (1) 計画策定の趣旨 (2) 計画の位置づけ
- (3) 自殺対策の基本的な考え方 (4) 計画期間
- (5) 数値目標

第3章 東京の自殺の現状(特徴)

1 統計データから見る東京都の現状

- (1) 全体的な状況 (2) 性別：年齢別の特徴
- (3) 自殺者の自殺未遂歴の状況
(自殺未遂歴の有無の男女比較)
- (4) 職業別の自殺者数の推移
- (5) 自殺の原因・動機 (6) 地域の状況

2 意識調査結果

- 自殺対策に関する意識調査
- 福祉保健モニターアンケート

第4章 これまでの取組

第5章 東京都における今後の方向性

第6章 東京都における施策

1 基本施策

- (1) 区市町村等への支援強化
- (2) 関係機関・地域ネットワークの強化
- (3) 自殺対策を支える人材の育成
- (4) 住民への啓発と周知
- (5) 生きることの促進要因への支援

2 重点施策

- (1) 広域的な普及啓発
- (2) 相談体制の充実
- (3) 若年層対策の推進
- (4) 職場における自殺対策の推進
- (5) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- (6) 遺された人への支援の充実

3 生きる支援関連施策

- (1) 自殺防止につながる環境整備
- (2) 様々な悩み・問題に対する相談支援の実施
- (3) 関係機関の職員等を対象とした研修等
- (4) 地域における必要な支援につなげるための取組
- (5) 適切な精神科医療の受診確保

4 自殺の実態把握

第7章 推進体制

- (1) 自殺総合対策東京会議
- (2) 関係機関・団体等の役割 (3) 区市町村の役割
- (4) 都の役割(東京都地域自殺対策推進センター)
- (5) 都民の役割

資料編

次期東京都自殺総合対策計画(案)

第1章 計画の改定にあたって

- (1) 都における自殺の状況
- (2) 国の自殺対策
- (3) これまでの都の自殺対策の取組と評価
- (4) 都における今後の自殺対策の基本的な考え方
- (5) 計画の位置づけ
- (6) 計画期間
- (7) 計画の数値目標

第2章 東京の自殺の現状(特徴)

統計データから見る東京都の現状

- (1) 全体的な状況
- (2) 性別：年齢別の特徴
- (3) 自殺者の自殺未遂歴の状況
(自殺未遂歴の有無の男女比較)
- (4) 職業別の自殺者数の推移
- (5) 自殺の原因・動機

第3章 東京都における今後の取組の方向性と施策

新たな自殺総合対策大綱の重点施策をベースに 都の施策を記載

- 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2 都民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 3 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 4 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 6 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 7 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 8 遺された人への支援を充実する
- 9 民間団体との連携を強化する
- 10 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 11 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- 12 女性の自殺対策を更に推進する

○各項目の標記は要検討
○国の大綱の重点施策の一つである「自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する」は国の役割であるため、記載せず

第4章 推進体制

- (1) 自殺総合対策東京会議
- (2) 関係機関・団体等の役割 (3) 区市町村の役割
- (4) 都の役割(東京都地域自殺対策推進センター)
- (5) 都民の役割

資料編

新たな自殺総合対策大綱

第1 自殺総合対策の基本理念

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

<年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている>
<新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進>

第3 自殺総合対策の基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- 1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 3 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 4 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 5 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 7 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 8 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9 遺された人への支援を充実する
- 10 民間団体との連携を強化する
- 11 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- 13 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

現行の目標を維持(令和8年までに自殺死亡率を平成27年度と比べて30%以上減少)

第6 推進体制等

- 1 国における推進体制
- 2 地域における計画的な自殺対策の推進
- 3 施策の評価及び管理
- 4 大綱の見直し